

令和2年度青森県あおもり産品販売促進緊急対策事業募集要領  
(いち早く実施する対策分)

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症により、飲食店利用者や旅行者の減少に伴う需要の減少や、輸出の停滞など、高価格帯の牛肉や水産物、日本酒を始めとした酒類、土産品等の県産農林水産物等（以下「県産品」という。）に価格の低下や在庫の滞留などの影響が生じており、これら影響を受けている県産品の販売促進により早期に影響を緩和することが急務となっています。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響緩和を目的に効果的な販売促進活動を実施する場合に、その経費の一部を支援する「令和2年度青森県あおもり産品販売促進緊急対策事業」の公募について、本要領に定めるものとします。

2 補助対象となる事業実施期間

令和2年度（事業着手時期については事前に相談ください。）

3 補助対象団体

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県産品の販売促進活動に取り組む農林水産団体等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じている県産品の販売促進を図るため、感染リスクが低い手法で行う緊急的な販売促進活動に要する経費とします。（感染リスクを高める可能性がある集客型のイベント・フェア、対面販売による試食宣伝会などの販売促進活動を除きます。）

5 補助金の額

補助対象経費の総額の2分の1以内とします。ただし、1団体当たりの補助金の上限は5,000千円とします。

6 申請書類の作成及び提出

- (1) 募集期間 令和2年5月18日（月）～5月28日（木）17時00分
- (2) 申込方法 以下の書類を総合販売戦略課（宣伝・販売グループ）に郵送又は持参してください。
  - ア 事業計画書（別添）
  - イ 団体の規約

ウ その他事業計画を説明するのに必要な書類

- (3) 提出先           〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1  
青森県農林水産部総合販売戦略課 宣伝・販売グループ

## 7 事業採択の手順

事業の採択は、別に定める「あおりり産品販売促進緊急対策事業推進委員会」を設置し、以下の手順で決定します。

- (1) 事業計画書の提出
- (2) あおりり産品販売促進緊急対策事業推進委員会による事業計画の評価・助言
- (3) 事業内容の審査
- (4) 審査で認められた実施団体及び事業計画を採択

## 8 お問い合わせ先

名 称：青森県農林水産部総合販売戦略課 宣伝・販売グループ  
住 所：〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1  
電 話：017-734-9607  
F A X：017-734-8158

## 9 その他

- (1) 採択された事業については、県のホームページ等で紹介する場合があります。
- (2) 応募用紙はあおりり産品情報サイト「青森のうまいものたち」からダウンロードできます。 <https://www.umai-aomori.jp/>

(別添)

番 号  
令和 年 月 日

青森県農林水産部  
総合販売戦略課長 殿

住 所  
事業主体名  
代表者氏名  
印

令和2年度青森県あおり産品販売促進緊急対策事業実施計画書

このことについて、事業を実施したいので、下記のとおり事業実施計画書を提出します。

記

1 事業応募者の概要

応募団体名			
代表者名		担当者名	
所在地	〒		
電話		F A X	
対象品目			
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響の実態について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による販売額の減少等、影響の状況を具体的な数値で表すこと。</p>		

